

マイナンバーカードの保険証利用について

マイナンバーカードは、オンライン資格確認において健康保険証として利用できます。

当院では、令和4年4月1日からマイナンバーカードが保険証として利用できるようになります。ご利用の方は、マイナンバーカードをご提示ください。

なお、マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合、事前に登録が必要です。

また、マイナンバーカードをお持ちの方でも、医療費受給者証などの各種公費負担医療制度については、これまでどおり受給者証等の確認をさせていただきますので、ご了承ください。

●マイナンバーカードでできること

- ①健康保険証としての利用
- ②保険資格有無の確認

●マイナンバーカードでできないこと

各種公費負担医療制度による医療証の確認